

米国（連邦）における個人情報保護制度等に関する情報について

令和2年改正個人情報保護法の施行に伴い、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）および関連する日米当局声明に基づき、当金庫が、お客さまの情報（氏名、住所、米国納税者番号（TIN）、口座番号、口座残高その他報告対象とする取引内容等）を米国内国歳入庁に開示することについて同意をいただくにあたり、あらかじめ、同庁が所在する米国（連邦）における個人情報保護制度等の情報をお客さまに対して提供することとされましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

1. 個人情報保護制度の有無

包括的な法令は存在しませんが、個別分野に適用される代表的なものとして以下の法令が存在します。

■電子通信プライバシー法（ECPA：Electronic Communications Privacy Act of 1986）

個人データの電子的保存を行う公的部門（地方自治体を含む）および民間部門が取扱う「電子通信」（電子システム等によって送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、または情報の伝達）の保護を目的とする法律。

■医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA：Health Insurance Portability and Accounting Act）

公的機関（地方自治体を含む）および民間機関が取扱う「保護されるべき健康情報」（健康状態、医療の提供、医療費の支払いに関連する情報で、個人に結びつけることが可能な情報）の保護を目的とする法律。

2. 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報

■EUの十分性認定（※1）：なし

■APECのCBPRシステム（※2）：2012年7月25日参加

3. OECD プライバシーガイドライン8原則（※3）に対応する事業者等の義務または本人の権利

同8原則に対応する公的部門の主体の義務または本人の権利については以下のとおりです（米国はAPECのCBPRシステム参加国であることから、民間部門における本項目に関する情報提供は省略しております）。なお、米国内国歳入庁（IRS）は、同8原則に対応する措置を全て講じています。

①収集制限の原則：HIPAAに一部規定	⑤安全保護の原則：HIPAAに一部規定
②データ内容の原則：該当する規定は不見当	⑥公開の原則：該当する規定は不見当
③目的明確化の原則：該当する規定は不見当	⑦個人参加の原則：HIPAAに一部規定
④利用制限の原則：ECPAおよびHIPAAに一部規定	⑧責任の原則：該当する規定は不見当

4. その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

存在しません。

※1 米国は、本邦と同等の保護水準にあると認められる個人情報保護制度を有するEUの欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国であることから、概ね本邦と同等の個人情報の保護が期待できます。

※2 我が国と同じくAPECのCBPRシステムに参加している米国は、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、概ね本邦と同等の個人情報の保護が期待できます。

※3 同8原則は、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっての事実上の世界標準として用いられています。

本書面によりご案内する情報は、個人情報保護委員会が公表している情報（2021年10月時点）を参考に当金庫が取りまとめたものであり、米国（連邦）における個人情報保護制度等を網羅的にご提供するものではありません。

詳細および最新の情報は、個人情報保護委員会のホームページ掲載の資料をご参照ください（<https://www.ppc.go.jp/index.html>）。